

けやき

けやき

第94号 平成31年4月1日 発行

弁護士法人 けやき法律事務所

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)

発行責任者/弁護士 齊藤 正俊

ー暮らしに憲法を生かそうー

平成最後の「サラリーマン川柳」優秀百選の中に
「組織人 英語で言えば
YES MAN!」というの
がありました。組織の中で
抗うことの出来ないサラ
リーマンを皮肉つたもの
なのでしょうか。

他方、統計問題で揺れる
霞が関では、森友問題や加
計問題などで「忖度」とい
う言葉が度々新聞紙上を
賑わし、今又「統計問題」
で、元首相秘書官など首相
官邸周辺の人の行動が、組
織人の「YES MAN」ぶ
りや「忖度」という言葉
を強く思い起こさせて
います。

そして、「YES MAN」
や「忖度」する人に囲まれ
た人は、自分が特別な存在
だという自覚もないまま、
あるいは自覚しつつも敢
えて「忖度」させることを
厭わない、あるいは疑問に
思わない振る舞いをして
いるように見えてなりま
せん。

けやき雑感



河津桜

撮影/弁護士法人けやき法律事務所

勿来発電所の河津桜(福島県いわき市)

常磐共同火力株式会社が、創立50周年記念事業として河津桜50本を植樹しました。

3月中旬頃には、淡紅色の早咲きの河津桜を見ることができます。

国の政治にかかる重要な調査データや公文書が隠されたり、改ざん・ねつ造されるとということは、民主主義の基礎を支える正しい情報の公開がなされていないことになり、民主主義政治の機能不全を招きかねない重大な問題です。しかも、この間、こうした重大な問題が明らかになつても、結局は国会で圧倒的多数を持つている与党によつて、関連法案が成立してしまふ事態が続いており、事態は深刻

今年は、夏の参議院議員選挙や重要な地方選挙などが相次いで行われる予定です。現行憲法の最も重要な原則の一つは国民主権、つまり「国民が国の主人公であり、国のあり方を決めるのは国民である」ということです。今この政治のあり方について、主権者である私たち国民一人一人が考え、選挙権を行使して、政治のあり方をただすことが必要なのではないでしょうか。

「債權法改正」

「約款」のルールが新たに設けられます

本来、契約の当事者は、双方が内容を十分に把握した上で契約を締結するのが基本です。しかし、現代社会においては、不特定多数の消費者を相手に取引を行う事業者が、細かい契約条項を、個々の契約ごとではなく、あらかじめ定型的に定めておく、いわゆる「約款」を利用することによって、消費者に内容を十分に理解させないままに契約を締結するという事態が少なからず生じています。保険契約の際に渡される契約条項の書面も、この「約款」の一種です。これまで、この「約款」について民法の定めは設けられていませんでした。

これらのルールの新設により、「約款」に関する消費者の利益保護が一定程度なされたといえます。今後、事業者は「約款」の内容について再度見直す必要があるでしょう。

が、定型約款を契約の内容にすることをあらかじめ相手方に表示していたときにはじめて、その個々の条項が契約の内容になることとされました。



to be continued

安倍晋三首相は、「二〇一一（平成二四）年一二月に首相に返り咲いてから、現在まで六年以上の長期政権を築き、今年一月には、吉田茂元首相を抜き、戦後歴代二位の連続在職日数となりました。しかし、反面では政権の長期化に伴って、「国政の劣化」とも言えるような事態が進みつつあるのではないか。」

集団的自衛権行使容認の閣議決定と「平和安全法制」（戦争法制）、そして九条改正へ

弁護士 渡邊 純

また、PKO（国連平和維持活動）のために海外に派遣された自衛隊に対し、「駆けつけ警護」の新任務を付与するかどうかが審議されていた国会中に、南スリーダンPKOに派遣されていた自衛隊の日報（宿營地付近で激しい戦闘があつたことが記録されていた）の開示請求に対し、防衛省は「文書 자체存続しない」との理由で拒否しましたが、その後の再調査で文書データが保管されていてることが明らかになつたにもかかわらず、防衛大臣への報告を一ヶ月以上も怠つていたなど「情報隠し」があつたことも明らかになつています。

そして、いま、安倍首相は、「自衛隊が憲法違反だという疑いをなくすために、自衛隊を憲法に明記するだけで、実態は何も変わらない」などとして、憲法九条改正を進めようとしています。しかし、実際には、上記閣議決定や「平和安全法制」によつて、自衛隊の役割は根本的に変えられています。何より、憲法は、権力行使を縛り、国民の

学園いじめの様な疑問が浮上する。しかし、この疑惑は、要するに、安倍首相やその家族との親しい関係にあつた特定の学校に対するもの記憶に新しいところです。これは、要するに、安倍首相やその家族として、官僚らが、特別の便宜を図つていたのではないかという疑惑ですが、国会審議の過程で、財務省が交渉記録を「廃棄した」として隠していたこと（後日存在が発覚）や、決裁文書が改ざんされていたこと、また、「記憶の限界では、関係者とは会つたこともない」として、当時の首相秘書官が関係者と面会し、「この案件は首相案件だ」と発言していたとされる記録が、まるみに出るなど、関係省庁や官僚による記録隠しや改ざんが問題となつています。

はついで、安倍首相は厚労省の労働条件調査によれば、時間実態調査に基づいて「一般的の労働時間と比較して、裁量労働制で働く労働者の方が、平均的には労働時間が短い」というデータもある」と答弁していましたが、この調査では、一般労働者に対しても「最も長い一日の残業時間」、「裁量労働制で働く人に対する労働時間」、裁量労働制で働く人に對しては単に一日の労働時間を尋ねていて、そもそも単純比較が成り立たないものであつたなど、データの「ねつ造」が行なわれていたことが明らかとなり、法案から裁量労働制の拡大が削除される結果となりました。

また、出入国管理法改正についても、実習先から失踪した外国人技能研修生からの聞き取り調査結果について、当該研修生が「最低賃金を下回る低賃金」を失踪の理由として挙げていても、法務省の集計では「より高い賃金を求めて」に集約されており、あたかも研修生の側に問題があつたかのような情報操作がされていたことも明らかになりました。

何だか… 今の政治って、 おかしくないですか?



なわち「自國を守るための最小限の戦力の保持は認められるが、集団的自衛権は認められない」という解釈を覆し、集団的自衛権行使も憲法九条に反しないとする閣議決定を国会に諮ることもなく、強行しました(二〇一四年七月)。

権利や自由を守るためのものであるのに、何が何でも押し通すような安倍首相のやり方は、憲法や立憲主義をなにがしろにしており、そもそも安倍首相は憲法改正を語る資格があるのかと問わざるを得ないでしょう。

強めることになったと言えます。

●第40回

『憲法を考える郡山市民のつどい』のご案内

本年4月26日(金)『憲法を考える郡山市民のつどい』を開催いたします!

この「つどい」は、当事務所や市民団体などで構成している実行委員会が主催し、5月3日の憲法記念日を迎えるに当たって毎年開催しているもので、今年で40回目となります。

今年の『憲法を考える郡山市民のつどい』では、近年の憲法改正に関する政治の動きを受け、憲法改正をテーマにしたドキュメンタリー映画の上映を予定しています。

2017年5月3日、安倍首相は、自衛隊の明記などを内容とする改正憲法を、2020年に施行したいとの意向を表明しました。また、安倍首相は、今年に入り、「憲法改正に取り組むときだ」と述べ、憲法9条に「自衛隊」を明記する条項を追加する改正に強い意欲をみせています。今後、安倍政権の下で、憲法改正の実現への動きはより強まっていくと思われます。

憲法改正のためには、国会議員の3分の2以上の賛成による憲法改正の発議がなされた後、憲法改正についての是非を問う国民投票において、過半数の賛成を得ることが必要です。

憲法改正を目指す勢力が国会の議席の3分の2以上を占める現状からすれば、今後、国会にて憲法改正が発議され、国民投票が実施される可能性は少なからず存在しているといえます。その時、これからこの国の憲法のあり方は、われわれ国民が責任を持って決めなければなりません。

今回、『憲法を考える郡山市民のつどい』で上映を予定しているのは、「憲法9条・国民投票」という映画です。この映画は、憲法9条の改正について様々な考え方を持つ市民14名が集まり、2日間にわたり議論を行い、最後に憲法9条の改正についての模擬国民投票を全員で行うという過程を撮影した、ノンフィクションのドキュメンタリー映画です。

決して一様ではない意見を持つ14人が、「今の憲法9条を護る」のか、「現政権の考える憲法改正案を支持する」のか、あるいは、「現政権とは異なる内容の憲法改正を目指す」のか、異なる立場の者とも意見を闘わせ、自分自身の意見を決していくという過程は、現実に国民投票が行われるに当たっても必要となる過程といえます。

この映画を観ることで、今後更なる議論が行われるであろう憲法改正や、憲法9条の意義についてみなさんと考える良い機会になると思いますので、ぜひ、お気軽にご参加ください！

映画「憲法9条・国民投票」

日時 2019(平成31)年 4月26日(金)18:30~

場所 郡山市労働福祉会館 3階大ホール

内容 映画「憲法9条・国民投票～市民14人が本音で議論して視えたもの～」の上映

主催 憲法を考える郡山市民のつどい実行委員会
(問い合わせ先:弁護士法人けやき法律事務所)

参加無料 (但し資料代として300円のご協力をお願いします。)



弁護士法人 けやき法律事務所

初回相談料無料

弁護士 安藤 裕規	弁護士 安藤 ヨイ子	所長 弁護士 齊藤 正俊
弁護士 渡邊 純	弁護士 武村 陽	弁護士 長谷川 啓

TEL.024-933-0823(代表)

■事務所ホームページ 随時更新中

URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所

検索

ホームページから
相談予約の
申込みができます！

24時間受け付けておりますので、
詳しくはホームページをご覧ください。

